

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得
又は株式への一任運用に関する報告書

年 月 日

☐ 本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿

うち、事前届出業種を所管する大臣

☐ 内閣総理大臣（警察庁）☐ 内閣総理大臣（金融庁）☐ 総 務 大臣☐ 厚生労働大臣☐ 農林水産大臣☐ 経済産業大臣☐ 国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		責任者の氏名	
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国籍又 は 設立国	
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容			
	ウェブページのリンク			
	報告者となる法的根拠 (該 当 分 に ○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの	
	代 理 人	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	責任者の氏名	
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
	事務上の連絡先（担当者 氏名、電話番号及び電子 メー ル ア ド レ ス ）			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称及び証券コード	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金	取得前、一任運用前又は設立時 円 (株 (口)) 取得後又は一任運用後 円 (株 (口))
	(5) 事前届出業種に該当する理由	
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 した取得又は一任運用を	(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等	取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %) 取得後又は一任運用後の議決権比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %)
	(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等	出資比率 % 議決権比率 %
	(3) 取得年月日	
	3 基準の遵守等に関する誓約	報告者は、外国為替及び外国貿易法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項に定める以下の基準のうち印を付けたものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 ☐ 基準告示第2条第1号 ☐ 同第2条第2号 ☐ 同第2条第3号 (発行会社(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等に限る。))が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合) 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 ☐ 基準告示第2条第4号 (発行会社(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等に限る。))が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項各号に規定する外国投資家である場合) 報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。 ☐ 基準告示第2条第5号 ☐ 同第2条第6号

4 に 関 報 告 す る 者 の 事 項 の 属 性	☐ 報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。 ☐ 「6 報告者の属性」及び「7 許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点 (年 月 日 付) から変更がないため、別紙を省略します。
5 の 事 項 の 他	

別紙

(1) 報告者の事業方針等に影 響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
	国 籍 又 は 設 立 国	
	職 業 又 は 営 ん で い る 事 業 の 内 容	
	ウェブページのリンク	
	国有企業等との関係	
	報 告 者 と の 関 係	

6 報告者の属性	(2) 特 定 株 主 等	
	(3) 役 員 構 成	
	(4) 要件該当性	☐ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項各号に規定する要件に該当しません。 ☐ 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項各号に規定する要件に該当しません。

7 許 認 可 等 金 融 機 関 等 の 属 性	(1) 許認可等金融機関等の種類等	☐ 対内直接投資等に関する政令第3条の2第2項第3号イ又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第6項第1号（第一種金融商品取引業者） ☐ 同項第2号（運用会社） ☐ 同項第3号（投資法人） ☐ 同項第4号（銀行） ☐ 同項第5号（保険会社） ☐ 同項第6号（運用型信託会社） ☐ 同項第7号（高速取引行為者） ☐ 投資銀行業務等を行っています。
	(2) 監督を受けている監督官庁の所在国及び監督官庁の名称（英語表記）	
	(3) 許認可等の根拠となる法令の名称（英語表記）	

（記入要領）

- 1 本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。
- 3 発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。
発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10%以上となると又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 4 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 5 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 6 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

- 7 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 8 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 9 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 10 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 11 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 12 「1 発行会社」欄中「(1) 名称及び証券コード」欄について、発行会社が上場会社等である場合において、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、証券コードを記載することで、「1 発行会社」欄中「(2) 本店の所在地」から「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。
- 13 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第4条の3第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 14 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称及び証券コード」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 15 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後に保有する発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後に保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後に報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

- 16 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものが所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。
- 17 「3 基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には外国為替及び外国貿易法第27条の2第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には外国為替及び外国貿易法第28条の2第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第2条第1号から第3号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第3条の2第2項第3号イ及び対内直接投資等に関する命令第3条の2第6項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第2条第4号についても印を付けて誓約すること。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が命令第3条の2第4項各号に規定する外国投資家である場合は、基準告示第2条第5号及び第6号についても印を付けて誓約すること。

- 18 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
- また、報告者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組員（同号に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 19 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 20 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 21 「6 報告者の属性」欄中「(2) 特定株主等」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10%以上となるもの又は会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているものに限る。）又は報告者による議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）（以下この記入要領において「特定株主等」という。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍又は設立国、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は当該場所、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有している場合はその旨、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有している場合はその旨も併記すること。
- 22 「6 報告者の属性」欄中「(3) 役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第1項第5号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。
- 23 「7 許認可等金融機関等の属性」欄中「(1) 許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第3条の2第2項第3号イ又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第6項各号に掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第1号又は第4号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第1項第3号若しくは第35条第1項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。
- 24 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）